

海外における船用機器等の検査に関する調査研究報告（7～9年度）（抄）  
（9年度事業）

1. 事業の概要

円高の定着、規制緩和等により、最近とみに外国の船用機器等の我が国への流入の機運が増加している。一方、社会的な要望により規制緩和の流れを受けて、我が国の船用機器等に係わる検査制度についての見直しも検討が進められている。今後の見直しによって検査制度及び運用の変更が行われた場合には、関係事業場において新しい検査制度への対応によっては当会員の事業の存続に大きな影響を与えかねない重要な問題となる。

このため、最近の諸外国における船用機器等の検査及び品質管理状況等を調査、比較検討し、関係企業の将来の経営基盤の安定・強化を計るに必要な対応資料の提供を行うことを目的とする。

このような目的のもと、7年度の西欧5カ国、8年度のアメリカ、カナダ、パナマの3カ国に続き、9年度は韓国、中華人民共和国、中華民国及び豪1南アジア諸国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン)、計7カ国の船用機器等検査の制度について調査した。

	韓国	中華人民共和国	中華民国	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン
船舶の構造及び設備規制法令	船舶安全法、油濁防止法、漁船法の他衝突予防法、海上交通安全法あり	海船法定検査技術規則（92年）及び同修改通報（94年及び95年）	船舶法、船舶検査規則、小型船舶管理規則、小型船舶検査規則及びIMO国際規則	1994年第21号海事法 大統領令及び大臣令（船舶に関する規則35）	商船法（MSA）1995年法律第19号、96年7月改正） 商船規則	船舶検査規則第13規則（1985） 第15～23規則（1985～1996）	フィリピン商船規則（Philippine Merchant Marine Rules and Regulations）
同法令の制定に携わる部局（検査執行部署）	海洋漁業省 海洋政策局 船舶安全課、船舶標準課及び海洋環境課	中華人民共和国交通部 船舶検査局（略して“中国船検”：ZC）	運輸通信省（交通部） （地方港務局）	運輸省海運総局（SEACM） 海上安全・船員部	海洋港湾庁（MPA）	運輸通信省 港湾局 船舶検査課	海事産業省（MARINA） 沿岸警備隊（PCG）（汚染関係） 通信委員会（NTC）（無線関係）
船舶検査官		約1000人 （CCS推測）		A級：160人 B級：59人	9人（測度官は2人）	45人	70人

指定船級協会(検査員数)	韓国船級協会(KR) (約 400 人)	中国船級社 (CCS) (約 800 人)	中国験船中心 (CR) (約 200 人)	インドネシア船級協会 (BKI)	ABS、BV、CCS、DNV、GL、KR、LR、NK、RINA	ABS、BV、DNV、GL、LR、NK	ABS、BV、CCS、DNV、GL、KR、LR、NK、RINA
同上の船級協会に委ねる検査項目	救命設備を含む安全法の全項目	全ての法定検査	全ての法定検査	船体機関	全ての検査(測度,満喫含む)(除,旅客船)	全ての検査	全ての検査と測度(外航)(内航は政府)
政府,船級協会以外の船舶検査執行機関	韓国漁船協会 今年中に「船舶安全技術協会」(仮称)設立予定	なし	なし	なし。ケルピケスで ABS、BV、DNV、GL、LR、NK、KR、CCS(除:船体.含:満喫)	なし	なし	内航船の満喫は民間の3社(外航船の満喫は上記船級協会)
SOLAS 条約証書の発給	韓国政府 (KG)又は韓国船級協会 (KR)	中国政府 (ZC)又は中国船級社 (CCS)	中国験船中心 (CR)	安全構造・満喫喫水線: BKI その他: 政府 (SEACOM)	海洋港湾庁 (MPA) 又は上記 9 船級協会(除:免除証書)	上記 6 船級協会	上記 9 船級協会(除:免除証書)
その他の証書	船舶検査証書(全船)	航行適合証明書	検査証書(非船級船)客船証書	検査証書(内航船)	検査証書(内航船)	検査証書(内航船)	検査証書(内航船)
型式承認制度	船舶安全法:あり KR規則:あり	海洋製造物	CRにあり	なし	なし	なし	なし
認定事業場制度	船舶安全法:あり KR規則:あり		CRにあり	なし	なし	なし	なし
政府が試験成績書を受け入れる組織機関	防火協会,機会材料研究所,化学工業試験研究所,電気試験研	政府の委託を受けた機関。「海洋構造物試験検定機関承認	CRはアグリメントのある船級協会のものを受け入れる。	インドネシア船級協会(BKI) ケルピケスで上記の 8 船級協会	ケルピケス。防火扉は外国の試験報告を受け入れている。	Harin Transport Co.,Ltd. Siwa Testing	科学技術省の材料試験

	究所他	手続」の承認機関 (CCS)				Ltd. 他(船上での消火設備試験等)	
船舶無線設備の検査	電波法:無線管理事業団 安全法、SOLAS : KG、KR	無線設備 : 船検局 搭載された無線設備 : CCS	CR	海運総局 (SEACOM)	MPA(97年4月より) 以前はTAS(通信庁)、実際の検査は承認された民間機関	上記6船級協会	上記船級協会が検査報告書を出し、通信委員会(NTC)が判断
ISMコードに基づく審査機関			CR	インド船級協会(BKI)	上記9船級協会	上記6船級協会	上記9船級協会
膨脹式救命いかだの整備事業場の承認	あり	あり	あり(メーカー1社のライセンスあれば他社の整備も可)	なし	あり(年に1~2回は立入検査実施)	あり(上記企業の船上試験検査)	あり
(例)消火器の規格	陸用、船用は相違	船用の規格はIMO基準		相違する	同一	同一	同一
今後の動き	船舶安全法改正中 船舶検査機関として民間法人を新設し、船級船以外の全ての船舶の検査を任せるとを準備中	次により逐次改正 国際条約 科学的調査研究 中国における実情	IMO規則/改正/決議に従う 98年7月から上記いかだSSの整備は、メーカー毎のライセンスを要することとなる。			船舶検査規則第15号(外航船舶の規則)の改正を検討中	3GT未満の船舶を地方公共団体に登録させることを検討中

〔注〕回答のとおりに記載したもので、回答に無いことは記していない。したがって、船級協会に測度を委任していると記載していない国でも委任している可能性はある。

#### 4 . 本事業の成果

本調査により、我が国近隣の韓国、中国、台湾、その他東南アジア諸国の船舶検査関係法令・所掌、政府組織、検査実施機関、船舶用機器・設備の検査制度の概要が把握できた。

本事業の報告書が当会会員並びに船舶関係団体、船舶用機器、設備の製造事業者に周知されることにより、我が国事業者の海外との通商取引、技術又は生産提携、或いは OEM による製造販売方式等への事業展開を促し、もって当会会員企業並びに関係事業者の経営基盤の強化と海上における安全の向上に寄与する事が期待される。